

<p>第578号 2015年11月20日 共同実施を断念させよう</p>	<h1>東 学</h1>	<p>東京都学校事務職員労働組合 東京都新宿区高田馬場 3-14-14 03-3367-6783 東学Web <a href="http://tougaku.net/">http://tougaku.net/</a></p>
--	--------------	--

# 成績率・級格付者の取り扱いを改悪

## — 2015年度賃金確定闘争終結 —

11月13日、東学は都教委より、2015年度の給与改定等について、下記の最終提案を受けました。  
成績率については原資となる拠出額について、当初提案から一定の修正案が提案されました。また級格付者の給料の取り扱いについては、実施時期を当初提案から2年延期させ、将来にわたる現給保障も確保させました。

しかし成績率の査定幅拡大、級格付者(2級主事・3級主任)の降級を阻止することはできず、また再任用職員の給与水準の抜本的見直しについては未解決となるなど、厳しい結果となりました。

これらの提案に対し、東学ははなはだ不満としながらも、全都状況を踏まえ、妥結を決定しました。

### 【妥結結果の概要】

1. 例月給(人事委員会勧告通り。2015年4月1日に遡及して実施)
  - ・給料月額を平均0.1%引き上げ
  - ただし行(一)1・2級、教育1・2・3級については、若年層以外は引き上げを行わない。
2. 一時金(人事委員会勧告通り。2015年12月期から実施)
  - ・0.10月分(再任用職員は0.05月分)、勤勉手当で引き上げ
3. 成績率の査定幅拡大(2016年6月期から実施)
  - ・成績率原資を引き上げ
    - 〈課長代理級〉・・・年間0.07月(再任用0.03月) → 5%
    - 〈主幹教諭・指導教諭〉・・・年間0.05月(再任用0.02月) → 5%
    - 〈上記以外〉・・・年間0.03月(再任用0.01月) → 4%(2016年度に限り、3%)
  - \* 下位からの6%減額及び定年前職員の扶養手当(はね返りを含む)については変更なし。
4. 級格付者の給料の取り扱い(2018年4月1日から実施)
  - ・同額または直近上位となる、格付前の級の該当号給に切替え
  - ・現給保障あり(格付前の級の最高号給を超える場合は、差額に相当する額を給料として支給)
5. 時差勤務の拡大(2016年4月1日から実施)
  - ・「育児又は介護を理由とする時差勤務」により設定している勤務時間の割り振りを、全職員を対象に新たに正規の勤務時間として設定する。(所属長が本人の申出に基づき、原則1月を単位として割り振り)
  - ・運用等詳細については、各任命権者・単組との間で協議
6. 再任用選考の対象者拡大(2015年度選考から実施)
  - ・新規の採用対象者を選考年度末年齢60歳の者から、60歳以上64歳以下の者へと見直し(過去に再任用職員として採用されたことがある者を含む。)

## 7. 課長代理級職昇任選考における資格基準の見直し(2016年度選考から実施)

- ・年齢58歳未満 → 60歳未満

## 8. その他

- ・元気回復行事への参加職免を給与減額免除対象から除外(2016年1月1日から実施)
- ・配偶者同行休業中の職員について、兼業を許可(2016年1月1日から実施)
- ・妊娠症状対応休暇は、1回の妊娠について2回までとしていた分離取得の回数制限を廃止(2016年1月1日から実施)

## 【東学の見解】

今回の例月給・一時金の引き上げ幅は、円安・消費税引き上げによる物価上昇に追い付かず、職員の生活実態に見合った改善とはなっておりません。さらに今回「職務給のさらなる進展等」が必要として、行(一)1・2級などについては、若年層を除いて給料月額引き上げが行われませんでした。このことは主任級以下の中堅・ベテラン層をないがしろにしているものであり、はなはだ不満です。

2. 2%という春闘相場から言っても、民間賃金を正しく反映しているとは言えません。公務員賃金は、最低賃金に影響を与えるという点でも問題です。

成績率は、評価基準があいまいで評定者の恣意性を排除する保証のない業績評価に基づいています。このような不明朗な制度は職場の協力関係を損なうとともに、個々の職員を疲弊させモチベーションを低下させます。昨年度に引き続き、またしてもその査定幅が拡大されたことは不満です。

級格付者(2級主事、3級主任)の給料の取り扱い見直しは、ここでも主任級以下のベテラン層を狙い撃ちする暴挙となりました。将来にわたる現給保障は確保できましたが、ほとんどの人が降級後は最高号給に切り替えられるため、以後、昇任できなくなります。

2005年度の級格付制度廃止以後、旧制度から除外された若い層に少しでも昇任の機会を譲るため、あえて昇任選考を受けてこなかった級格付者も多くいます。制度廃止時の苦渋の労使合意を反故にし、長年仕事に取り組んできたベテラン職員を、何の落ち度もないにもかかわらず分限処分並みの降級にする都当局には、もはや使用者としての哲学がないとまで言わざるを得ません。

今年度の定年退職者から、ついに年金支給年齢が62歳に引き上げられるにもかかわらず、今回も給与水準の抜本的見直しは行われませんでした。このことは、生活を支えることのできる給与水準を確保するという使用者としての責任の放棄であり、非常に不満な結果です。

東学は今後も、生活実態を踏まえた適正な賃金引き上げを求め、「能力・業績」主義的人事管理に反対していきます。

東学に結集して、ともに頑張りましょう。

---

共同実施、定数削減等をはじめとして職場における労働条件の維持・向上のため、今ほど組合の団結の力が必要とされている時はありません。

**あなたの組合への加入を必要としています。**

加入のお申し込み・ご相談は、下記のところをお願いいたします。

本部連絡先: 世田谷区若林小学校・事務室 松永哲次 TEL03-3413-0655

地区連絡先: